

平成24年度税制改正に関する要望

平成23年11月18日
全国町村議会議長会

- 1 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせることを。
- 2 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の充実強化を図ること。
- 3 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- 4 分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。
- 5 固定資産税は、平成24年度評価替えにあたっても安定的に確保できるようにし、償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。
- 6 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。
特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。
- 7 町村にとって極めて重要な財源である自動車関係諸税（交付金を含む）については、現行の総額を確保すること。
- 8 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。
- 9 たばこ税の税率引き上げにあたっては、市町村に及ぼす影響を勘案し、現行税込総額を確保すること。

- 10 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 11 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 12 森林の整備・保全を町村が実施していることに鑑み、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与すること。
- 13 森林の公益的機能の持続的な発揮、そのための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みを構築すること。
- 14 平成23年度に実施された離島のガソリン価格を軽減するための「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。